

西成区北西部地区学校支援協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、「西成区北西部地区学校支援協議会」（以下「協議会」という）

(事務局の所在地)

第2条 本協議会は、大阪市立鶴見橋中学校に事務局をおく。

(目的)

第3条 本協議会は西成区北西部地区の鶴見橋中学校区、梅南中学校区で小・中学校が抱える多様な問題を地域の人々の力をネットワークすることで解決し、地域がこどもを育てるという理念のもと地域の新たなコミュニティーを創造することを目的とする。

(組織)

第4条 本協議会は、次の団体で構成する。

- 1) 教育サポート七校区連絡会加盟団体
- 2) 大阪市西成区役所

(事業)

第5条 本協議会は、目的達成のため次の事業を行う。

- 1) 小・中学校7校の抱える問題解決のための事業
- 2) 学校を中心とした地域のコミュニティーの再生に関する事業
- 3) そのた目的の達成に必要なこと。

(役員)

第6条 本協議会に、次の役員を置く。

- 1) 会 長 1名 協議会の会務を統括する。
- 2) 副会長 若干名 必要な場合に会長を代行する。
- 3) 会 計 1名 協議会の会計を行う。
- 4) 会計監査 若干名 会計の監査を行う。

(会議)

第7条 本協議会は、次の会議を行う。

- 1) 運営委員会 本協議会の運営について決定する。
- 2) 事務局会議 運営委員会の決定に基づき、事務を決定する。

(会計)

第8条 本協議会の会計は、次より支弁し、会長の団体が管理する。

- 1) 助成金
- 2) その他

(施行期日)

附 則 本規約は2011年7月1日から施行する。